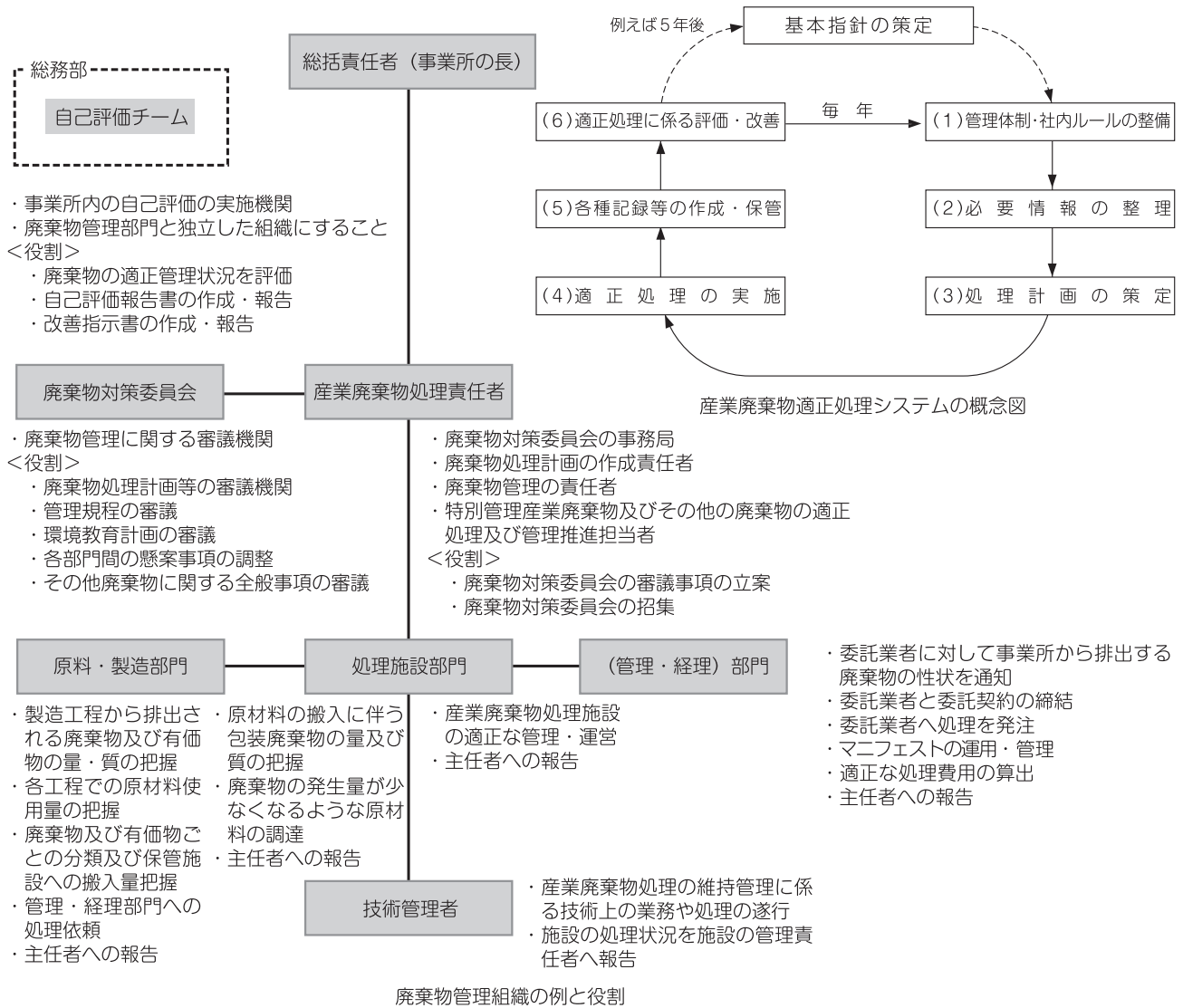


# 11 産業廃棄物管理体制の整備

事業者は、排出される産業廃棄物を適正かつ計画的に処理するために、社内管理体制の整備、処理計画の作成等管理システムの構築に努めましょう。



## (1) 管理体制・社内ルールの整備

### ① 技術管理者の設置(法第21条第1項)

産業廃棄物処理施設(P43の表中の施設)の設置者は、施設の維持管理に関する技術上の業務を担当させるため、技術管理者を置かなければなりません。(技術管理者の資格として、技術管理者講習会を修了することなどがが必要です。)

技術管理者は、産業廃棄物処理施設に関して法第15条の2の3第1項に規定する技術上の基準に係る違反が行われないように、施設を維持管理する事務に従事する他の職員の監督をします。

### ② 処理責任者の設置(法第12条第8項)

産業廃棄物処理施設(P43の表中の施設)が設置されている事業場を有する事業者は、当該事業場ごとに産業廃棄物の処理に関する業務を適切に行わせるために産業廃棄物処理責任者を置かなければなりません。

なお、その他の事業場についても、排出される産業廃棄物の適正な管理と処理についての体制を整えるために処理責任者を置くようにしましょう。

### ③ 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置（法第12条の2第8項）

特別管理産業廃棄物を排出する事業者は、特別管理産業廃棄物管理責任者を配置し、特別管理産業廃棄物の取り扱いに関する管理体制を整備し、適正処理を図らなければなりません。

特別管理産業廃棄物管理責任者の資格として、特別管理産業廃棄物管理責任者講習会を修了することなどがが必要です。

※①～③の者を設置しない場合は事業者は、30万円以下の罰金の刑に処されます。（P52参照）

### ④ 産業廃棄物の管理に関する規程（例）

- 1 目的
- 2 産業廃棄物の種類
- 3 事業所の責務
- 4 会社統括管理責任者
- 5 廃棄物対策委員会の設置、構成、役割
- 6 廃棄物管理者等の選任
- 7 産業廃棄物の適正管理
- 8 産業廃棄物の適正処理に関わる教育
- 9 産業廃棄物処理計画
- 10 工場細則の作成
- 11 報告

### ⑤ 産業廃棄物適正管理マニュアル（例）

- 1 目的
- 2 マニュアルの範囲（担当部門、対象廃棄物等）
- 3 廃棄物処理フロー
- 4 廃棄物の分別排出、保管方法
- 5 減量化・資源化方法及びその量（率）
- 6 中間処理方法及びその量（率）
- 7 最終処分方法及びその量（率）
- 8 委託方法
- 9 記録の取り方・管理
- 10 チェックリスト
- 11 関係法令等

## (2) 必要情報の整理

### ① 事業所概要の把握

- 従業員数 製造プロセス 出荷・回収プロセス 生産量
- 工場の周辺の状況 出荷額 主要原料の入荷量
- 原材料等使用量

### ② 産業廃棄物の発生、処理状況の把握

- a. 自社処理
  - 発生量 減量化量（中間処理量、処理残渣量）
  - 最終処分量 保管量
  - リサイクル量（有価物量、有効利用量、処理残渣リサイクル量）
- b. 委託処理
  - リサイクル量（処理残渣リサイクル量）
  - 減量化量（中間処理量、処理残渣量）
  - 最終処分量 委託量
- c. リサイクル率等
  - 発生量原単位 減量化率 リサイクル率 最終処分率

#### 〇〇事業所「処理計画」(例)

1. 計画期間
2. 事業概要
3. 管理体制
4. 管理方針
  - ① 環境全般
  - ② 廃棄物処理
5. 廃棄物処理対策
  - ① 廃棄物処理の現状
  - ② 廃棄物処理の計画（発生量・減量化・リサイクル目標の設定）
    - ア 排出抑制に関する事項
    - イ 分別 //
    - ウ 再生利用 //
    - エ 処理 //
6. その他必要な事項

### ③ 法への適合状況

- 収集運搬の基準 中間処理の基準 埋立処分の基準
- 産業廃棄物処理施設の技術基準及び維持管理基準 産業廃棄物の委託の基準
- a. 大気汚染防止法 b. 水質汚濁防止法 c. 騒音規制法 d. 振動規制法
- e. 悪臭防止法 f. ダイオキシン類対策特別措置法 g. 消防法 h. PRTR法
- i. 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 j. 毒物及び劇物取締法 k. 公害防止条例
- l. ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

## (3) 処理計画の策定

事業者は、排出される産業廃棄物の性状、量の把握に努め、種類毎の分別を図りその処理が困難にならないよう処理計画を策定し、産業廃棄物の適正処理を図りましょう。

○排出量の抑制の検討

各生産工程や原材料の見直しを行い産業廃棄物の発生量の抑制に努めるとともに、発生した産業廃棄物の再資源化や有効利用の可能性を検討しましょう。

○処理施設の確保

将来的に産業廃棄物処理を安定的に確保するために、計画的な処理施設の整備と適正な施設の維持管理を行いましょう。また、処理を委託する場合には、委託先の処理能力、特に最終処分の場合には残余容量の把握に努めましょう。

○多量排出事業者の産業廃棄物処理計画作成義務（法第12条第9項、法第12条の2第10項）

①対象事業者：前年度発生量1,000トン以上の事業場を設置する事業者（特別管理産業廃棄物は50トン以上）

②計画書の内容：計画期間、現に行っている事業、産業廃棄物処理の管理体制、排出抑制、分別、自ら行う再生利用、中間処理及び最終処分並びに処理委託に関する事項

③計画書の提出：当該年度の6月30日までに市（青森市外の事業場は青森県または八戸市）に提出

④実施状況報告書の提出：翌年度の6月30日までに市（青森市外の事業場は青森県または八戸市）へ報告

⑤公表：当該計画及び実施状況についてインターネットを利用し公表

計画書の作成に当たっては、青森市ホームページ（「青森市 多量排出」と検索、もしくはQRコードからアクセス）を参考にしてください。



## (4) 適正処理の実施

設定した減量・資源化目標を達成するために、処理計画に従って産業廃棄物の適正処理を行います。製品開発の効率化、製品品質の向上や不良品率の削減、製造時間の短縮、原料削減などのコストダウンを推進するために現場の作業員を含めた品質管理（QC）運動を導入し、そのノウハウを蓄積している企業も多くあります。産業廃棄物の管理についても、同様のアプローチを検討し、応用が可能な手法は積極的に取り入れることが必要です。減量・リサイクル目標及び処理計画に基づき、製品品質の改善を議論する際に産業廃棄物の適正処理の視点からも現場の作業員も含めてグループで徹底的に議論し、実施するような仕組みをつくる必要があります。

## (5) 各種記録等の作成・保存・報告

① 帳簿の記載・保存（法第12条第13項、法第12条の2第14項）

次に掲げる事業者はP51に示す事項を記載した帳簿を事業場ごとに備え、保存しなければなりません。

- 産業廃棄物処理施設（P43の表中の施設）を設置する事業者
- 施設設置許可が不要な産業廃棄物の焼却施設を設置する事業者
- 産業廃棄物を生ずる事業場外において自社の産業廃棄物の処分又は再生を行う事業者
- 特別管理産業廃棄物の排出事業者

なお、帳簿は、事業場ごとに備え、毎月末までに前月分の記載を終了し、1年ごとに閉鎖して、閉鎖後5年間保存しなければなりません。

また、電子マニフェストを利用した場合における帳簿の備え付け、記載及び保存義務については、従来どおり法の適用があります。

② 管理票交付者の報告書作成義務（法第12条の3第7項）

マニフェストの交付を行った事業者については、その交付等の状況について報告が必要となります。

なお、電子マニフェストを使用している場合は、報告の必要はありません。

対象者：事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業者（中間処理業者を含む。）で、産業廃棄物管理票を交付した者

報告単位：産業廃棄物を排出する事業場ごと

報告内容：前年度の4月1日から3月31日の1年間の交付状況

提出期間：当該年度の6月30日までに市（青森市外の事業場は青森県または八戸市）へ報告

## (6) 適正処理に係る評価・改善

① 事業所内に設置した自己評価チームによって、設定した管理目標が達成されたのかどうか、廃棄物処理計画どおり処理が実行されたのかどうか評価します。

② 目標が達成されていない場合は、その原因を究明の上、自己評価チームにより産業廃棄物処理の実施部門に対して改善の指示をし、改善措置をとることを求めます。

③ 到達目標の一部修正やソフト面での適正管理への対応など小規模・短期的な対策について修正すべき点や改善すべき点などは毎年見直します。また、新たに大きな設備投資が必要になったり、システムそのものの見直しなど大規模・中長期的な対策等も含めた全面的な見直しは、処理計画の目標設定年次に見直します。

ア 自己評価書の項目（例）

- 目的
- 体制
- 日程
- 産業廃棄物に係る評価結果
- その他環境項目に対する評価結果

イ 改善指示書の項目（例）

- 短期的な改善点及びその理由
- 中期的な改善点及びその理由
- 長期的な改善点及びその理由

## 事業者の帳簿記載事項について

### ○許可対象産業廃棄物処理施設又は許可対象外焼却施設設置者（規第8条の5第1項第1号）

1. 産業廃棄物の種類ごとに次の事項（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等又は二以上の事業者による産業廃棄物の処理の特例認定に係る産業廃棄物が含まれる場合は、その旨。）を記載すること。

1	処分年月日
2	処分方法ごとの処分量
3	処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。）後の廃棄物の持出先ごとの持出量

2. 帳簿は事業場ごとに備え、毎月末までに、前月分について、記載を終了していること。  
3. 帳簿の保存  
(1) 帳簿は、1年ごとに閉鎖すること。  
(2) 帳簿は、閉鎖後5年間事業場ごとに保存すること。

### ○産業廃棄物を生ずる事業場の外において当該産業廃棄物の処分を行う事業者（規第8条の5第1項第2号）

1. 産業廃棄物の種類ごとに次の区分に応じて記載すること。

運搬	1 産業廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地 2 運搬年月日 3 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量 4 積替え又は保管を行った場合には、積替え又は保管の場所ごとの搬出量
処分	1 産業廃棄物の処分を行った事業場の名称及び所在地 2 処分年月日 3 処分方法ごとの処分量 4 処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。）後の廃棄物の持出先ごとの持出量
備考	運搬又は処分に係る産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等又は二以上の事業者による産業廃棄物の処理の特例認定に係る産業廃棄物が含まれる場合、各区分に応じそれぞれの事項について、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等又は二以上の事業者による産業廃棄物の処理の特例認定に係る産業廃棄物に係るものを明らかにすること。

2. 帳簿は事業場ごとに備え、毎月末までに、前月分について、記載を終了していること。  
3. 帳簿の保存  
(1) 帳簿は、1年ごとに閉鎖すること。  
(2) 帳簿は、閉鎖後5年間事業場ごとに保存すること。

### ○特別管理産業廃棄物排出事業者（規第8条の18第1項）

1. 特別管理産業廃棄物の種類ごとに次の区分に応じて記載すること。

運搬	1 特別管理産業廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地 2 運搬年月日 3 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量 4 積替え又は保管を行った場合には、積替え又は保管の場所ごとの搬出量
処分	1 特別管理産業廃棄物の処分を行った事業場の名称及び所在地 2 処分年月日 3 処分方法ごとの処分量 4 処分（埋立処分を除く。）後の廃棄物の持出先ごとの持出量
備考	運搬又は処分に係る特別管理産業廃棄物に二以上の事業者による産業廃棄物の処理の特例認定に係る産業廃棄物が含まれる場合は、各区分に応じそれぞれの事項について、当該特別管理産業廃棄物に係るものを明らかにすること。

2. 帳簿は事業場ごとに備え、毎月末までに、前月分について記載を終了していること。  
3. 帳簿の保存  
(1) 帳簿は、1年ごとに閉鎖すること。  
(2) 帳簿は、閉鎖後5年間事業場ごとに保存すること。

### ○電子マニフェストを活用した帳簿作成方法

電子マニフェストを利用した場合も産業廃棄物に係る帳簿の備え付け、記載及び保存義務については、従来どおり法の規定の適用があります。ただし、産業廃棄物に係る帳簿の備え付け、記載及び保存方法については、電子マニフェストを使用した場合は受渡確認票又はデータのダウンロードにより、帳簿に代えることも可能です。

- 受渡確認票を活用する方法  
電子マニフェストシステムから受渡確認票を印刷して、時系列的に帳簿へ貼付あるいはファイリング  
・受渡確認票の記載内容が、法令に定める帳簿記載事項を網羅していることが前提  
・不足する事項は、追加入力又は受渡確認票への追記が必要。
- 電子マニフェストのダウンロードを活用する方法  
電子マニフェストシステムから法令で定める帳簿記載事項をダウンロード（CSVデータ）して加工・保存  
・保存パターンの設定機能を活用すると、簡単に作成可能  
・不足する事項は、追加入力が必要

※電子マニフェストを利用するには、公益財団法人日本産業廃棄物処理事業振興センター（JWセンター）が運営する電子マニフェストシステムに加入する必要があります。

JWセンターホームページ <https://www.jwnet.or.jp>

## あおもり循環型社会推進協議会「電子マニフェスト普及促進事業」のご案内

あおもり循環型社会推進協議会では、無料で電子マニフェスト利用を環境を提供しています。

問い合わせ先 青森県青森市本町5-5-21（青森県農業共済会館2階）

（一社）青森県産業資源循環協会内

あおもり循環型社会推進協議会

電話 017-721-3911 FAX 017-721-3838

ホームページ <http://www.aosanpaikyou.or.jp/junkankyou>